

事務局規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第55条の規定に基づき、本会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職員等)

第2条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務員

2 会長は、前項以外の職制を定めることができる。

(職員の職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務員は、事務局長の命を受けて、事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の職務は、会長が指定する。

(文書による処理)

第5条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第6条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務員及び事務局長を経て、会長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第7条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく会長の承認を得なければならない。

事務局規程

(代理決裁)

第8条 会長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、会長があらかじめ指定するものが決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに会長に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第9条 この規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。